

選定基準、審査内容及び配点

選定基準	審査項目	審査内容	配点	審査書類
①施設の設置目的に沿った適切な管理運営 (府通則条例第4条第1項第1号)	施設の設置目的等との適合性 府民の平等な利用の確保 関係法令の遵守等	○施設の設置目的と事業計画書等との整合がとれているか ○府民の平等な利用が確保できているか ○地方自治法等の関係法令、府の施設の管理等に関する条例、同施行規則、個人情報保護に関する法律等が遵守できているか	確保できない場合は失格	事業計画書(1)～(3) 附属書類
②安定した管理運営 (府通則条例第4条第1項第2号)	人員配置・組織体制の妥当性	○人員体制(専門職及び管理責任者の確保、現地の体制、職員数等)は妥当か ○5年間安定的に運営管理を行うことが見込めるか ○職員の指導育成体制は十分か	10	事業計画書(2) 団体概要書 定款又は寄附行為、規約その他これらに類するもの 決算書(直近3期分)又はこれに準じる書類 令和4年度の事業計画書及び収支予算書又はこれに準じる書類 団体役員の名簿 委託予定調書
	経営基盤の安定性	○経営基盤は安定しているか ○財務諸表のバランスは問題ないか	10	
	業務実績 法人その他の団体としての信用	○類似施設の管理運営実績はどうか ○委託を行う場合の該当業務の範囲は適切か	10	
	安全管理 (通常時及び緊急時)	○災害その他緊急時の安全管理体制は妥当か ○防災訓練、緊急時マニュアルの作成等が計画されているか	10	
③効果的・効率的な管理運営 (府通則条例第4条第1項第3号)	産学官住連携支援業務	国内外の異業種・異分野の企業や大学、地域住民等が協働し、感性に働きかける製品づくりや技術開発につながる取組となっているか	15	事業計画書(1)(3) (4)
	企業等の人材育成に関する業務	企業等の枠を超え、アート思考でイノベーションに取り組む人材の育成につながる取組となっているか	15	
	地域住民との交流・連携に関する業務	地域住民が施設を身近に感じるような取組や、企業や大学等と地域住民が連携・協力した取組となっているか	10	
	利用率及びサービスの向上の取組	実現可能性があり、利用率及びサービスの向上が期待できるか	10	
	管理運営収入等の確保、経費削減	収入の確保と経費削減が見込めるか	10	
合計点数			100	

※府通則条例：京都府の施設の管理等に関する条例（平成17年京都府条例第1号）